明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（三〇七）　二
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（三〇八）　三
○官報の発行に関する法律の施行期日を定める政令（三〇九）　三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一〇）　三
〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府八三）　六
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学三）　六
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務八八）　七
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二八）　七
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件（内閣府一二八）　八
○登録講習機関の登録事項の変更について（国家公安委四〇）　八
○児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示（こども家庭庁一四）　九
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（総務二六七）　九
○地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件（同二六八）　一〇
○特定国外派遣組織を指定する件（同二六九、二七〇）　一〇
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二八七、二八八）　一〇
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二四〇）　一〇
○公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同二四一）　一〇
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（厚生労働三〇五）　一〇
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産一七七二）　一二
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇四）　一三
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一三
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第三〇七号）（農林水産省）

1　水産庁漁政部及び同部加工流通課、同庁資源管理部及び同部管理調整課並びに同庁漁港漁場整備部並びに同部計画課、整備課及び防災漁村課の所掌事務並びに同部計画課及び整備課の名称を変更することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第三〇八号）（国土交通省）

1　札幌航空交通管制部を廃止することとした。（第二一九条関係）

2　福岡航空交通管制部に置かれる次長の定数を改めることとした。（第二二〇条関係）

3　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇官報の発行に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇九号）（内閣府本府）

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八五号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一〇号）（経済産業省）

1　ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。以下「ＮＰＥ」という。）を第二種特定化学物質として追加指定することとした。（第二条関係）

2　ＮＰＥが使用されている製品のうち、その取扱いに係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表する製品として水系洗浄剤を指定することとした。（第九条関係）

3　附則関係

㈠　ＮＰＥは、令和七年度における前年度の製造数量等の届出及び公表については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第九条第一項に規定する優先評価化学物質とみなすこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第十六号中「消費・安全局」の下に「及び漁港漁場整備部」を加え、同条第十八号中「こと」の下に「（漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十三条第六号中「こと」の下に「（漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十五条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「第三号」を「第四号及び前号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　漁港施設等活用事業の振興に関すること。

第百二十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。第百四十四条第四号において同じ。）の振興に関する事務の総括に関すること。

第百三十二条第一号中「消費・安全局」の下に「及び漁港漁場整備部」を加え、同条第三号中「こと」の下に「（漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百三十五条第三号中「こと」の下に「（漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百四十三条中「計画課」を「計画・海業政策課」に、「整備課」を「事業課」に改める。

第百四十四条（見出しを含む。）中「計画課」を「計画・海業政策課」に改め、同条に次の二号を加える。

四　水産庁の所掌に係る海業の振興に関する事務の総括に関すること。

五　漁港施設等活用事業の振興に関すること（次条第二号に掲げるものを除く。）。

第百四十五条を次のように改める。

（事業課の所掌事務）

第百四十五条　事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁港漁場整備事業に関すること（計画に関することを除く。）。

二　漁港施設等活用事業により設置する施設の設置及び撤去に関する指導及び助言に関すること。

第百四十六条第五号中「こと」の下に「（計画・海業政策課及び事業課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条第一項の表札幌航空交通管制部の項を削る。

第二百二十条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

官報の発行に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九号

官報の発行に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

官報の発行に関する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第三項、第三十六条第一項及び第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十四　ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。第九条の表四の項において「ＮＰＥ」という。）

第九条の表に次のように加える。

四　ＮＰＥ	水系洗浄剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（届出等に関する経過措置）

2　この政令の施行の日の前日において優先評価化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項に規定する優先評価化学物質をいう。）として指定されている化学物質（同条第一項に規定する化学物質をいう。以下この項において同じ。）であってこの政令による改正後の第二条第二十四号に掲げる化学物質に該当するものは、令和七年度における同法第九条第一項の規定（当該規定に係る罰則を含む。）及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する優先評価化学物質とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

経済産業大臣　齋藤　健

環境大臣　伊藤信太郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第八十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十三条第一項ただし書及び第百六十六条第二項の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月二十七日　内閣総理大臣　岸田　文雄

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
（報告書の提出を要しない場合）	（報告書の提出を要しない場合）
第三十条　法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第三十条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］

六の二　上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、第四十条第五項、第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）に該当する会社を含む。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

［七～十五　略］

２　［略］

３　第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一　関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第三項第一号及び第六十三条第三項第一号において同じ。）

［二・三　略］

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一　法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること（ロ及びハに規定する場合を除く。）。

ロ　優先出資をその券面額を発行価額として優先出資法に規定する優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合においては、当該優先出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が〇・一未満であること。

ハ　当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（⑴において「株式等」という。）を割り当てる場合においては、次のいずれかに該当すること。

⑴　当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等を割り当てる日（⑵において「割当日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てが

六の二　上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、第四十条第五項、第四十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

［七～十五　同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第五十九条第三項第一号及び第六十三条第三項第一号において同じ。）

［二・三　同上］

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一　［同上］

イ　会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること（優先出資をその券面額を発行価額として優先出資法に規定する優先出資者（ロにおいて「優先出資者」という。）に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。）。

ロ　優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合においては、優先出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が〇・一未満であること。

［号の細分を加える。］

その効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の百分の一未満であると見込まれること。

(2)　割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が一億円未満であると見込まれること。

［二～九　略］

十　令第二十八条第一号に掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1)　［略］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合　新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3)　［略］

［二～九　同上］

十　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合　新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3)　［同上］

ロ　業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の減少額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1)　［略］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合　当該相手方に取得されている株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。

(3)　［略］

［十一～十四　略］

2　［略］

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事実に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一～十二　略］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合　当該相手方に取得されている株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。

(3)　［同上］

［十一～十四　同上］

2　［同上］

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一～十二　同上］

2　子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一～六　略］

七　令第二十九条第一号に掲げる事項　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1)　［略］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合　新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3)　［略］

ロ　業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1)　［略］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合　当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。

(3)　［略］

［八～十二　略］

2　子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

［一～六　同上］

七　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合　新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3)　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合　当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。

(3)　［同上］

［八～十二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

内閣府令・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） **第三条**　施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	**附　則** （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） **第三条**　施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
附　則 この命令は、公布の日から施行する。	

省　令

○総務省令第八十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二第一項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号において「保育所における保育等」という。）の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。） ［二～五　略］ ［２　略］	（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合 ［二～五　同上］ ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の五の五第一項（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において読み替えて適用する場合及び同令第二条の五の六において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する子が一歳に達する組合員（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において新規則第二条の五の五第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては施行日以後に休業することとする一の期間の末日とされた日が到来する組合員とし、同令第二条の五の六において新規則第二条の五の五第一項の規定を準用する場合にあっては施行日以後にその当該子が一歳六か月に達する組合員とする。）について適用する。

○厚生労働省令第百二十八号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の三第一項の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令和五年度から令和十年度までの間における標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告） **第二条**　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七	（令和五年度から令和八年度までの間における標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告） **第二条**　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七

号）第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年度から令和十年度までの間、毎年度、厚生労働大臣に対し、事業団を所管する大臣を経由して、次の各号に定める事項を十月三十一日（日曜日に当たるときは十月二十九日とし、土曜日に当たるときは十月三十日とする。）までに光ディスクにより報告しなければならない。	号）第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年度から令和八年度までの間、毎年度、厚生労働大臣に対し、事業団を所管する大臣を経由して、次の各号に定める事項を十月三十一日（土曜日に当たるときは十月三十日とする。）までに光ディスクにより報告しなければならない。
2　一～四　（略）	2　一～四　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。